

## 「二つの裁判」

2016年07月16日

「東京新聞」の14日（木）の朝刊に二つの興味深い裁判記事が掲載された。一つは原発に関する裁判である。福島原発事故で、福島の被災者を含む国内外の3,800人が原子炉を製造した米ゼネラル・エレクトリック（GE）と東芝、日立製作所の3社に損害賠償を求める訴訟を起こした。私も原告の一人として加わっている。申し訳ないが、まだ一度も裁判に陪席したことはない。13日、東京地裁の朝倉佳秀裁判長は原告側の請求を棄却する判決を下した。原子力損害賠償法（原賠法）は、原発事故の責任を電力会社に限定し、原子炉を製造した企業やその他には負わせないと規定している。自動車に欠陥が見つかった場合、自動車メーカーは全ての対象車をリコールし、欠陥部品を取り換える。ところが、原発事故が起こった場合、原発メーカーは責任を問われず、電力会社だけが負うという。福島原発事故では、東京電力は賠償責任を負い切れず、国が肩代わりしている。国とは国民の税金である。原賠法は原発メーカーを徹底的に保護した法で、理由が納得できない。

今回の訴訟で原告側は「ノー・ニュークス（否核）権」を主張した。たばこの煙から逃れる「嫌煙権」という言葉がある。それと同じように、核の恐怖から逃れて生きる権利がある。この権利を侵害する憲法違反だとして、製造物責任法や民法に基づき、原発メーカーに賠償を請求した。判決では「憲法が保障する基本的人権から、原告が主張する権利が発生すると解することはできない」また、責任問題について「原子力災害の被害者に対する損害賠償が全うされるよう、政府の援助も含めて規定を整備しており、合理的で憲法に違反しない」と原告側の請求を退けた。裁判所は、福島原発事故の現実を捉えてない。だから、電力会社の賠償と国の援助で十分だと言っている。そして、原発メーカーの賠償責任追及も不問にした。この裁判は最高裁まで行くことは確かである。

原発事故が起こった時、電力不足になると「計画停電」をし、国民を不安にさせた。しかし、これは全くの出鱈目で、電力不足は起こらなかった。54基の原発が全て停止していても、国民が節電して、電力は十分に足りている。原発を稼働しないと、1日に何億円の損害を生み、それは電気料金に跳ね返る。高速増殖原型炉「もんじゅ」は事故が続き、運転再開のめどはなく、無用の長物になっている。建設費、運転・維持費に1兆円以上を、既に投じられているという。これらは1日でも早く、解体した方が負担が少なくて済む。リーズナブルな対処をするべきだ。

もう一つの裁判は「安保関連法」に関する裁判である。安保関連法案は憲法に違反すると、9割を超す憲法学者が指摘した。憲法違反に対しては、実害を以て、訴訟を起こせる。1993年4月に「憲法を守る」と宣誓して入隊した陸上自衛隊員が、安保関連法は違憲だとして、「存立危機事態」での防衛出動命令に従う義務がないことの確認を求める訴えを起こした。防衛出動命令に同意しておらず、命じられた場合には生命などの危険が生じる恐れがあると主張したのである。7月11日の第一回口頭弁論が開かれ、国側は「原告の権利や法的地位に危険や不安が存在するとはいえない」と訴えの却下を求めた。防衛省の担当者は「平和安全法制は憲法に合致しており、原告の主張は残念だ」と言っている。自衛隊員は憲法順守を誓約しているのに、憲法に違反する安保関連法の下で出動させられる。しかも、命を危険に晒す戦争に行くのであるから、納得できないだろう。国や防衛省の言い分は紋切り型であり、裁判所は行政追認の傾向が強いので、失望させられることが多い。しかし、この裁判の行方はしっかり見守っていきたいと思っている。